



国際社会における子どもの人権

実践場所	神奈川県	横浜市立瀬谷中学校	実践者	吉田 友明
対象	中学3年生		時間数	3時間
担当教科	社会科	実践教科	社会科(公民的分野)	
ねらい	<p>○人権の保障は国内だけでなく、国際的な課題であることを子どもの人権を通して理解する。</p> <p>○タンザニアでの働く子どもの様子から、開発途上国の経済や教育の実情を理解し、人権保障と国際協力の見方が深められるようにする。</p>			
実践内容	回	プログラム		備考
	1	<p>【世界の子どもの人権問題を知る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカでの少年兵 ・ アジアでの商業的性的搾取の問題 <映像資料> <p>【国際的な人権保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界人権宣言～国際人権規約（A規約・B規約）～子どもの権利条約の流れと内容をつかみ、表にして整理する。 		<p>UNICEF映像 『子どもと武力戦争—世界から子どもの兵士をなくそう—』 『子どもの権利を買わないで—プンとミーチャのものがたり—』</p>
	2・3	<p>【子どもの権利条約の理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利条約の条文と写真とを照合させるグループワーク（4人） <フォトランゲージ> <p>【タンザニアでの子どもの労働を考える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レンガ造りの働く子どもの様子からタンザニアの実情を理解する。 <写真・映像資料> <p>【タンザニアの教育制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タンザニアの国民総所得と教育制度を知り、日本との違いから、開発途上国の厳しい現実を理解する。 ・ 義務教育の中で進級のための学力試験があり、その達成度が教育の機会と進路にかかわることを理解する。 <説明資料> <p>【タンザニアの子どもの幸せと人権を考える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タンザニアで働く子どもの幸せを考えると、子どもの権利条約で大切にしたい条文を選ぶ。 →グループ、さらにクラス全体で考えを共有する <ワークシート> 		 <p>13歳の働く少年 (レンガ造り)</p>  <p>(水を売り歩く少年)</p>
成果	<p>世界の子どもの人権問題を見つめる中から、タンザニアを一つの事例として開発途上国に生きる子どもたちの境遇を理解し、共に生きる国際社会の見方につなげられることができた。日本の中学生にとって、情意面で自分自身の生き方にも感じるものが得られた。</p>			
課題	<p>世界の子どもの現実を理解することができたが、まだまだ自分とは別世界での出来事といった感じ方も見受けられる。先進国と開発途上国といった二分化してしまうような資料の提示の仕方を克服できる工夫が必要と思われる。</p>			
備考	<p>この授業実践後、3年生にとっては進路を決定する時期となり、自分自身の進路選択を考えるにあたり、教育機会の大切さを見直す契機となった。</p>			

[授業実践の詳細]

1 時限目「世界の子どもたちの現実と人権条約 【国際的な人権課題】」

1 子どもの活動の流れ

- ① 世界の子どもの人権問題を知る
事例1 アフリカでの少年兵 <教材1>
事例2 アジアでの商業的性的搾取 <教材2>
- ② 子どもの人権問題についての受け止め
2つの事例から何を感じたかを記述し、人権問題に関する関心を高める。
- ③ 国際的な人権保障を調べる
国際条約の歴史的展開について調べ、表にまとめる。
 - ・世界人権宣言
 - ・国連児童基金 (UNICEF) の設立
 - ・国際人権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A規約)
市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B規約)
 - ・子どもの権利条約

この時限のねらい

- 人権の保障は国内だけでなく、国際的な課題であることを子どもの人権を通して理解する。
- 国際的な機関や条約により、人権保障に関する拡充が進んでいることを理解する。

2 子どもの活動の成果・反応

◇日本の中学生と同世代、あるいは年下の子どもたちが、人権を侵害されている事実を知り、かなり心情面で揺さぶられた。世界のなかでは、ショッキングな境遇に置かれている子どもたちの様子があり、そのような状況から保護するために国際人権条約が定められていった経緯の理解につながった。

3 使用した教材

<教材1>

DVD 『子どもと武力戦争—世界から子どもの兵士をなくそう—』

30万人もの子どもたちが兵士として武力紛争にかりだされ、体や心に傷を負っている。こうした子どもたちの状況を伝え、子どもたちが武力紛争に巻き込まれないためにできることを呼びかけるストーリー。
(1999年 UNICEF制作)

<教材2>

DVD 『子どもの権利を買わないで—プンとミーチャのものがたり—』

山村に住んでいた女の子プンは都会に働きに出かけ、「もっとお金になる仕事を紹介してやろう」と言われ、何も知らずに売春宿に連れて行かれてしまうストーリー。子どもの商業的性的搾取に関する問題をとり上げたアニメ作品。(2001年 UNICEF制作)

2・3 時限目「タンザニアの子どもの人権と幸せについて考えよう！【国際人権保障】」

1 子どもの活動の流れ

- ① 子どもの権利条約の内容理解
 - ・子どもの権利条約の条文と写真とを照合させるグループワーク ……フォトランゲージ <教材3>
- ② タンザニアの子どもの労働
 - ・写真と映像からタンザニアで働く子どもに実態をつかむ。<教材4>
- ③ タンザニアの経済事情と教育制度についての理解
 - ・タンザニアの教育制度、経済状況の説明を聴き、日本の様子と比べながら開発途上国の実情を理解する。<教材5>
- ④ タンザニアの子どもの幸せを考える
 - ・タンザニアの子どもの幸せを考えたとき、大切にしたい子どもの権利条約の条項を3つ選び、ワークシートに記入する。 <教材5>
- ⑤ 子どもの権利についての意見を共有する
 - ・個人で選んだ3つの条文を、さらにグループで話し合って3つを選ぶ。
 - ・各グループの選んだ条文とその理由を発表し、クラス全体で共有する。

この時限のねらい

- 子どもの権利条約の内容を理解し、国際的な人権規定であることがわかる。
- タンザニアでの働く子どもの様子から、開発途上国の経済や教育の実情を理解し、人権保障と国際協力の見方が深められるようにする。

2 子どもの活動の成果・反応

- ◇ タンザニアの働く子どもの様子には、写真を見ただけでは、自分たちに経験のないことのためか、なかなか理解しにくい様子であったが、映像を見せたことで「レンガ造り」に気づくことができた。
- ◇ タンザニアの教育制度では、義務教育の途中で国家試験(学力試験)に通らないと進級できないことに、日本の自分たちとは境遇が異なり、厳しい面があることを理解できた。
- ◇ 開発途上にある国で暮らす子どもたちの幸せを考えたとき、国際的な見方で人権保障について考えを深められた。

3 使用した教材

<教材3> 子どもの権利条約フォトランゲージ (セーブザチルドレン ジャパン 作成)

<教材4> タンザニアで働く子どもの写真、映像 (授業者が現地で撮影)



<教材5> タンザニアの教育制度についての説明プリント&ワークシート (授業者が作成)

■タンザニアの教育制度

	学校段階	日本で言うと	年数	年齢	科 目
	エレメンタリースクール	幼稚園	2年	5～6歳	
【義務教育】 2002年に 無償化	プライマリースクール	小学校	7年	7～13歳	スワヒリ語、英語、算数、理科、ライフ スキル、宗教、歴史、地理、公民 [選択] IT (情報)、フランス語
	セカンダリースクール (オーディナリーレベル)	中学校	4年	14～17歳	スワヒリ語、英語、数学、物理、化学、 生物、公民、歴史、地理
	セカンダリースクール (アドバンスレベル)	高 校	2年	18～19歳	スワヒリ語、英語、数学、物理、化学、 生物、公民、歴史、地理
	カレッジ ディプロマ、デグリー	大 学	2～4 年	20歳～	(専門の科目)

*学校で使われる言葉 → 小学校：スワヒリ語、 中学校～大学：英語

- *国家試験 スタンダード4 (小学校4年) → 合格すると、スタンダード5 (小学校5年) に進級
- スタンダード7 (小学校7年) → 合格すると、中学校に進学
- フォーム2 (中学校2年) → 合格すると、フォーム3 (中学校3年) に進級
- フォーム4 (中学校4年) → 合格すると、高校に進学
- フォーム6 (高校2年) → 合格すると、大学に進学

・国家試験に合格すれば、進級できる。合格できないと、実際には学校での学ぶ機会を終えることになる。

■タンザニアの子どもに大切にしたい条文

【子どもの権利条約】

大切にしたい条文	理 由
[第 条]	
[第 条]	
[第 条]	

1 授業の様子



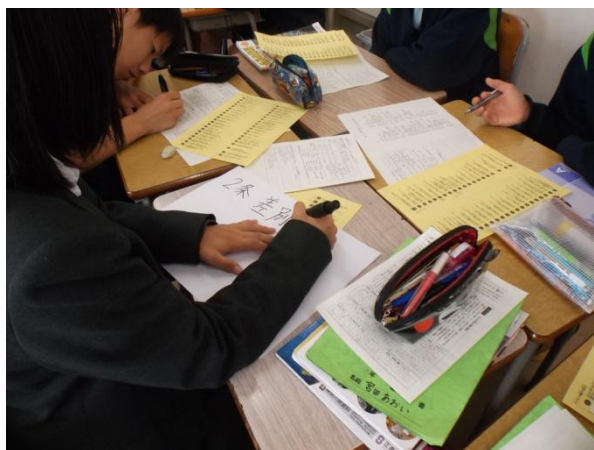
＜写真1＞ 子どもの権利条約の条文と 写真を
照合するグループワーク



＜写真2＞ タンザニアで働く子どもについての説明



＜写真3＞タンザニアの子どもにとって大切に
したい権利を考えて書く様子



＜写真4＞ グループで話し合って大切にしたい
権利を3つにまとめる作業

2 参考文献・資料

- 1) 永井憲一編『子どもの権利条約の研究』1992 法政大学出版局
- 2) 波多野 里望『児童の権利条約』1994 有斐閣
- 3) 広沢 明『憲法と子どもの権利条約』1993 エイデル研究所
- 4) JICAタンザニア事務所 TANZANIA EDUCATION SECTOR –EXPLANATION IS MAINLY ABOUT TANZANIA MAINLAND– 2013
- 5) CIVICS FOR SECONDARY SCHOOLS STUDENT’S BOOK1 (Richerd R. F. Mbalase, 2013) タンザニアの中学生向け教科書
- 6) CIVICS FOR SECONDARY SCHOOLS STUDENT’S BOOK2 (Richerd R. F. Mbalase, 2013) タンザニアの中学生向け教科書

以上